

第6章 特定地区の緑の保全・創造に関する事項

- 6-1 歴史的風土保存区域内の緑地の保全に関する事項
- 6-2 近郊緑地保全区域内の緑地の保全に関する事項
- 6-3 風致地区内の風致の保全・維持・育成に関する事項
- 6-4 緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- 6-5 緑化推進重点地区における緑化の推進に関する事項



6-1 歴史的風土保存区域内の緑地の保存に関する事項

地区名	保 全 の 方 針
朝比奈地区	<ul style="list-style-type: none"> ・朝比奈切通し、光触寺、明王院等と一体となる自然的環境を保存する。 ・金沢八景に通じる道路沿道からの展望域の山容を保存する。 ・十二所一帯の貴重な動物の生息環境を含む、丘陵の良好な自然的環境を保存する。
八幡宮地区	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴ヶ岡八幡宮、寿福寺、浄妙寺、永福寺跡、覚園寺を含み、これらに連なる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等の自然的景観を一体的に保存する。 ・巨福山、天台山等の貴重な動植物の生息・生育環境を含む、丘陵の良好な自然的環境を保存する。
大町・材木座海岸地区	<ul style="list-style-type: none"> ・安養院、光明寺、名越切通し、宅間ヶ谷のやぐら群等の歴史的建造物・遺跡等と一体をなす衣張山を主峰とする丘陵の自然的景観を保存する。
長谷・極楽寺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と結びついた稲村ヶ崎を含む丘陵の稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、常盤御所跡等の遺跡と一体をなす地域の自然的景観を保存する。 ・市街地からの展望地域における山容を保存する。
山ノ内地区	<ul style="list-style-type: none"> ・建長寺、円覚寺、浄智寺、東慶寺、明月院等の歴史的建造物や遺跡等と一体となる瑞鹿山、六国見山から鷲峰山に至る丘陵及び谷戸の静寂な自然的環境を保存する。 ・山ノ内一帯の貴重な動物の生息環境を保存する。 ・六国見山の眺望機能を確保する。

6-2 近郊緑地保全区域内の緑地の保全に関する事項

地区名	保 全 の 方 針
十二所七曲地区及び十二所和泉台地区	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市側に続く樹林地を保全する。 ・七曲地区を中心とする貴重な動物の生息環境を保全する。 ・七曲地区の眺望機能を確保する。 ・鎌倉霊園については周囲の自然的景観との調和に向けた緑化を誘導する。
今泉地区	<ul style="list-style-type: none"> ・散在ガ池の水辺環境とこれを取りまく丘陵の自然的環境を保全する。 ・横浜市側に続く樹林地を保全する。 ・市街化区域である住宅地について、緑化を誘導し、周囲の自然的環境と調和した緑豊かな環境を創造する。

地区名	保 全 の 方 針
(仮) 岩瀬地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす岩瀬から今泉にかけての連続する丘陵の自然的景観を一体的に保全する。 ・今泉北自然環境保全地域内の良好な自然的環境を保全する。

6-3 風致地区内の風致の保全・維持・育成に関する事項

区域名	保 全 ・ 維 持 ・ 育 成 の 方 針
保全区域	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域の樹林地については、重層的で四季の変化に富んだ自然景観を歴史的風土とともに一体的に保全し、次代へ継承する。 ・市街化区域内の山林については、これらが都市的環境と自然的環境の融和や自然景観を活かした個性ある地域環境の形成に有効に機能するよう、その保全に努める。
維持区域	<ul style="list-style-type: none"> ・谷戸の低層住宅地については、緑豊かな居住環境の確保等により、丘陵の自然景観と融け合った落ちつきのあるまち並みの風致を現在の良好な状態で維持する。 ・鎌倉山一帯の住宅地については、残された丘陵の山林の保全や建築物の規制等により、緑の中に建物が点在する趣のある風致を現在の良好な状態で維持する。
育成区域	<ul style="list-style-type: none"> ・丘陵地に開発された住宅地については、協定等による緑化の促進や建築物の意匠・形態の規制等により、鎌倉市にふさわしい緑に包まれた良好なまち並みの風致を育成する。 ・商業施設等の集積する沿道市街地や丘陵住宅地の中心部等については、敷地の接道部のデザインに配慮するとともに、公共の緑との一体的調和を図る。 ・海岸線の住宅地のうち、由比ガ浜、材木座一帯については、保養地としての環境を維持するとともに、新たな土地利用の動向を踏まえた魅力あるまち並みの風致を育成する。 ・海岸線沿いの斜面住宅地については、建築物の規制や在来樹種の植栽・育成等により、海岸線の背景をなす斜面地の風致の回復に努めるとともに、建物と調和した風致を育成する。

図 6-1 風致地区の区域区分図（既指定区域）

